

仕 様 書

京都市住宅供給公社住宅管理部維持工事課
(担当 土田 永田 電話 223-2126)

件 名	京都市錦林市営住宅 K2、K3 棟電気設備保全業務委託
契 約 期 間	令和 8 年 1 1 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日
契 約 条 件	別紙京都市錦林市営住宅 K2、K3 棟電気設備保全業務委託仕様書 のとおり

注 本仕様について不明な点がある場合は、総務課の指示に従ってください。

京都市錦林市営住宅 K2、K3 棟電気設備保全業務委託仕様書

－ 遠隔監視団地

□ 履行期間

令和 8 年 1 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

□ 仕様書リスト

- ・ 電気設備保全業務委託仕様書
- ・ 設備概要
- ・ 監視対象設備機器一覧表
- ・ 京都市市営住宅電気設備定期点検共通仕様書
- ・ 委託住宅一覧
- ・ 様式 1 業務責任者・業務担当者通知書
- ・ 様式 2 業務作業従事者名簿
- ・ 様式 3 経歴書
- ・ 部分払における契約金額に対しての支払い限度率一覧表

<京都市住宅供給公社>

【電気設備保全業務委託仕様書】

本業務は、京都市の市営住宅に係る維持管理のため、共用部建築設備等の常時監視、運転管理、緊急対応、保守点検等を行うものである。

1 基本事項

- (1) 常に善良な管理者の注意をもって市営住宅（屋外団地内敷地、管理事務所及び集会所を含む。以下同じ。）に設置する、電気及び防災設備等の点検・保守・監視を行うこと。また、これら設備の状況について電話回線等を利用した遠隔監視システムにより常時監視し、被監視対象設備の運転状況及び異常の有無を把握し、緊急事態発生時に即応及び適宜応急の処置を講ずることとし、別の定めがある場合を除き、以下に規定する事項を受注者の責任において行うものとする。
- (2) 電話回線等を利用した遠隔監視システムは、受注者の費用負担にて別途装置等を設置することとする。なお、これに伴う維持管理費及び通信費は、受注者の負担とする。
- (3) すべての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の（ア）から（ウ）の順番とする。
 - （ア）契約書
 - （イ）本仕様書
 - （ウ）京都市市営住宅電気設備定期点検共通仕様書

2 用語の定義

- (1) 「公社担当者」とは、公社保全業務担当者をいい、保全業務の監督を行うことを理事長が指定した者をいう。
- (2) 「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために公社担当者との連絡調整を行う者で、業務全体の受注者側の責任者をいう。
- (3) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施する者をいう。
- (4) 「点検」とは、建築設備等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の処置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (5) 「保守」とは、点検の結果に基づき建築設備等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
- (6) 「監視」とは、委託業務の各設備の稼動状況を監視し、記録することをいう。
- (7) 「公社担当者の承諾」とは、受注者が公社担当者に対し書面で申し出た事項について、公社担当者が書面又は口頭にて了解することをいう。

3 業務場所（委託市営住宅）

別紙「委託住宅一覧」による。

4 委託業務の範囲

(1) 保守点検業務

委託市営住宅における次の設備の点検及び保守を京都市市営住宅電気設備定期点検共通仕様書に従い行う。

- （ア）電気設備（給排水設備用電気設備を含む）

【電気設備保全業務委託仕様書】

(イ)防災設備（消火器を含む）

各設備の概要は、別表 1 のとおりとし、住棟の他、屋外団地内敷地、管理事務所及び集会所を含む。

(2)遠隔監視業務

委託市営住宅における、次の設備の遠隔監視を行う。

(ア)電気設備（給排水設備用電気設備を含む）

(イ)防災設備（消火器を含む）

遠隔監視により、異常等の警報を受信したときは、速やかに現地に急行し、状況の確認及び点検と緊急対応及び応急処置を行い、その結果を公社に詳細報告する。

また、現地確認の結果、重大な事故や大がかりな故障など、復旧に工事を伴う場合などは、必要に応じて公社及び公社の選定する緊急修繕業者（電気修繕業者及び管修繕業者）に早急に連絡し、状況の報告と復旧工事の対応を依頼すると共に復旧作業に協力し、復旧の最終確認と公社への結果の詳細報告を行う。

なお、遠隔監視装置の監視期間は、原則として本業務委託期間中は常時監視（365 日 24 時間）とし、その間は受注者において監視装置の移報を受けて即時連絡や現地対応を行う従業員を社内に 24 時間常駐させるなど、常時監視体制を構築すること。

遠隔監視対象設備機器の監視項目は、別表 2 のとおりとする。

5 保守の範囲

点検の結果に応じ実施する保守の範囲は次のとおりとする。

(1)汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

(2)取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

(3)ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め

(4)次に示す消耗部品の交換又は補充

(ア)潤滑油、グリス、充填油等

(イ)屋内消火栓、非常警報、自火報盤及び各種監視盤等のランプ類及びヒューズ類

(ウ)非常用発電機バッテリーの精製水

(5)接触部分、回転部分等への注油

(6)軽微な損傷がある部分の補修、塗装（タッチアップ）

(7)その他これらに類する軽微な作業

6 業務管理

受注者は、業務責任者、業務担当者を定め公社に通知すること。また、業務責任者、業務担当者を変更した場合も同様とする。

(1)業務責任者

業務責任者は、業務全体を把握し、公社や現地への連絡調整、業務担当者への作業指示や指導、作業の工程管理など業務の総合的な管理監督を行う。

業務責任者は、建物の維持管理業務について 3 年以上の経験を有する受注者の正社員とする。

(2)業務担当者

【電気設備保全業務委託仕様書】

業務担当者は、各業務及び各団地ごとにその業務内容を把握し、現場で点検作業や緊急対応、応急処置等を行う業務作業従事者への作業指示や指導を行い、現場での各作業の管理監督を行う。

業務担当者は、建物の維持管理業務について1年以上の経験を有する受注者の正社員とする。

(3) 業務作業従事者

業務作業従事者は、現場で点検作業や緊急対応、応急処置等の作業を行う。現場での点検作業、緊急対応、応急処置等の作業は、原則として業務作業従事者が行うものとし、次の資格を有する者とする。

電気設備の点検 : 電気主任技術者又は電気工事士

防災設備の点検 : 消防設備士又は消防設備点検資格者

電気設備の緊急対応、応急処置 : 電気工事士若しくは必要な資格、知識を有する者

防災設備の緊急対応、応急処置 : 消防設備士若しくは必要な資格、知識を有する者

(4) 保守点検

保守点検は、原則として土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までの間に行うものとし、各保守点検の点検周期は概ね次のとおりとする。なお、詳細の保守点検回数及び点検時期は、京都市市営住宅電気設備定期点検共通仕様書による。

(ア) 定期点検及び遠隔監視装置の作動試験は、原則として毎月月末までに行う。

(イ) 保守点検は事前に計画書を提出し、公社担当者の承諾を受けること。

(5) 緊急対応、応急処置

点検の結果、設備に異常が発見された場合、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより故障や事故、若しくは著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急処置を講じるとともに、速やかに公社担当者に報告する。

遠隔監視により、異常等の警報を受信した時は、業務担当者を直ちに現地へ派遣するなどし、現地において状況や状態を確認ののち、簡易な方法により応急処置を講じるとともに、速やかに公社担当者に報告する。

なお、これらの場合の緊急対応、応急処置にかかる費用は、原則として受注者の負担とする。

(6) 重大な事故、大がかりな故障等の復旧

保守点検や緊急対応による現地確認の結果、重大な事故や大がかりな故障など復旧に工事を伴う不具合が発見された場合は、早急に公社と公社の選定する緊急修繕業者（電気修繕業者及び管修繕業者）に連絡し、状況の報告と復旧工事の対応を依頼すると共に復旧作業に協力し、復旧の最終確認と公社への結果の詳細報告を行う。

(7) その他業務

各設備を良好に維持するため、次に掲げる作業を行うこと。

(ア) エレベーター故障時の緊急対応及び復旧協力

(イ) 共用部の電気設備や給排水設備の故障時の緊急対応及び復旧協力

(ウ) 防災設備の故障時の緊急対応及び復旧協力

(エ) その他設備の故障時の調査及び応急対応及び緊急対応の協力

(オ) 電力会社、上下水道局等設備の事故に伴うライフライン断絶時の緊急対応の協力

【電気設備保全業務委託仕様書】

(カ)電気室、発電機室、設備管理室等の清掃及び整理整頓

(キ)火災やその他災害時の設備の現況調査及びその報告

7 業務関係図書

次に掲げる図書は、期限までに公社へ提出し承諾を得ること。

なお、各図書には表紙を添付し、報告書関係には総括表を添付すること。また、公社に提出する業務関係図書の様式は、事前に公社担当者の承諾を得ること。

(1)業務計画書

業務の実施に先立ち、次に記載する事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、11月16日（「京都市の休日定める条例」に定める京都市の休日の場合においては、その前営業日まで。以下、報告書の提出期限等についても同じ。）までに提出し、公社担当者の承諾を得ること。

(ア)実施体制、連絡表（緊急体制を含む）

(イ)業務責任者・業務担当者通知書（別紙様式）及び経歴書（別紙様式）

(ウ)業務作業従事者名簿（別紙様式）及び資格者証等の写し

(エ)予定工程表

(オ)契約代金内訳書

(2)業務報告書

保守点検時及び遠隔監視・運転時に異常又は故障を発見した時は、そのつど速やかに公社担当者へ報告すること。

各保守点検報告書は、次の期限内に提出すること。

(ア)月1回の定期点検報告書及び遠隔監視報告書は翌月の20日までに提出する。

ただし、3月分については遠隔監視終了後速やかに提出する。

(イ)上記以外の定期点検は、点検実施後速やかに提出する。

8 遠隔監視システムの構築

(1)遠隔監視装置の設置

受注者が、本業務に係る遠隔監視システムの稼動のために、必要不可欠な設置工事及び接続作業等については、事前に公社担当者と協議を行い、次の資料を提出して承諾を受けること。

機器設置の際には、既存設備や入居者の生活に影響を与えないように行うこと。また、本業務以外の目的のための設備の構築や機器の設置は禁止する。

(ア)遠隔監視システム（遠隔監視受信機及び端末装置を含む）の概要、使用機器等が分かるもの。

(イ)工事及び作業計画書

(ウ)工事及び作業予定表

(エ)遠隔監視業務が機能するまでの期間に行う代替の遠隔監視システム又は臨時の監視体制計画書

なお、契約期間終了後は、受注者において速やかに原状回復を行うこと。

また、公社担当者から監視システム受信装置等の視察を求められたときは、これに協力

すること。

(2) 遠隔監視装置設置までの代替え措置

遠隔監視業務は、原則として本業務開始の 11 月 1 日以降より実施とするが、本業務開始時に遠隔監視装置の新規設置が必要な場合には、遠隔監視業務を 11 月 30 日までに開始するものとし、この開始時期に間に合うように前述の手続きを含め、機器設置等の必要な工事を完了させること。

ただし、この遠隔監視業務を開始するまでの期間については、仮設で簡易な遠隔監視システムを設置することや、臨時で受注者の従業員を現地に配置して運転、監視体制を構築するなどの代替え措置を講じることとし、監視業務がまったく行われない期間が発生しないようにすること。なお、その内容については、事前に計画書を公社担当者に提出し、承諾を受けて実施するものとし、その代替え措置に係る費用については、すべて受注者の負担とする。

9 受注者負担

次に掲げる経費及び物品は、受注者の負担とする。

- (1) 業務に要する技術料、人件費及び交通費等
- (2) 保守管理用の工具（常備品は除く）、点検等に必要な計測器及び保守に必要な消耗品など本業務の履行に必要な工具や計器類
- (3) 屋内消火栓、非常警報、自火報盤及び各種監視盤等のランプ類、ヒューズ類
- (4) 関係官庁への諸手続及び本仕様書に基づく業務報告に要する費用
- (5) 設備の異常時等における業務担当者の派遣及び原因調査に要する費用
- (6) 遠隔監視システムの維持管理費及び電話回線使用料等の通信費
- (7) 遠隔監視業務に必要な工事又は作業
- (8) 受注者が設置した遠隔監視端末装置等の修理・取替費用
- (9) 遠隔監視業務に必要とした工事又は作業に伴う原状回復費用
- (10) 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理。ただし、当初予期できなかった重大な廃棄物が発生した時は、公社担当者との協議による。
- (11) 消火器の内部及び機能に関する点検を行った後の当該消火器本体の処分に係る費用

10 業務委託料の部分払

- (1) 部分払の回数は、4 回以内とする。
- (2) 部分払請求を予定する場合は、請求月、金額等を記載した業務委託料請求予定表を事前に公社担当者に提出すること。なお、部分払において受注者が請求できる金額は、請求月の末日時点で履行が完了した業務内容に基づき公社が算定した額以下とする。

11 契約の解除等

本業務の実施に際し、受注者が本仕様書の記載事項に従わないとき、公社担当者等の指示（仕様書を著しく逸脱する指示は除く）に従わない時、提出書類・業務の報告等で虚偽の申告を行った場合等は、公社は業務の全部または一部について、一方的に中止を命令することができる。さらに、公社は当該月の受託金額の支払を一時停止し、その後、以降の契約解除を行う

ことができる。

1 2 受注者の責による契約の解除

現在の受注者が契約の解除を申し出る場合、文書で行い、公社は申し出の日より3か月後程度を目途として次の新たな受注者を決める。

従って、現在の受注者は次の新たな受注者の業務開始日まではいかなる理由、損失があろうとも業務を誠実に行わなければならない。

1 3 契約解除等の場合の賠償

契約の解除等により受注者に生じる損害について、公社はその損害を一切賠償しない。

1 4 別途契約

本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要が生じた場合は別途契約する。

1 5 業務の一部再委託について

受注者は、業務の全ての範囲について、実質的に関与すること。また、受注者は業務の一部について第三者に再委託をする場合には、契約後速やかに公社に再委託する業務の内容、再委託の相手方、再委託金額、その他の指示する内容について、書面で申請し承諾を受けなければならない。また、業務期間中に新たに再委託の必要が生じた場合においても、当該業務開始までに書面で同様に申請し承諾を受けること。なお、これら場合においても現場の状況を常に把握し、再委託業務の監督を行うこと。

1 6 業務の引き継ぎ

受注者が、前年度の受注者と異なる場合には、業務開始日前までに、前任の受注者より十分な業務の引き継ぎを受け、事前に業務内容等の把握を行うこと。

また、翌年度の受注者が異なる場合には、受注者は、翌年度の新たな受注者への業務の引き継ぎを誠実に行うこと。

1 7 個人情報の取扱い

(1) 受注者は、委託業務を履行するうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(2) 受注者は、委託業務を履行するうえで知り得た個人情報及び秘密の漏洩等の事故が発生した場合は、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(3) 委託業務を履行するうえで知り得た個人情報及び秘密の漏洩等の事故が発生した場合、発注者は受注者に対し損害賠償請求することができる。

1 8 酒気帯び確認について

作業や運転を行う者及び作業や運転を終了した者に対し、酒気帯びの有無について、当

【電気設備保全業務委託仕様書】

該運転手の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認するとともに、酒気帯びの有無の確認内容を記録し保存すること。

なお、記録の提出を求めた際は速やかに提出すること。

19 その他

- (1) 受注者は、公社又は京都市が行う業務又は工事等に協力すること。
- (2) 委託業務の遂行に当たっては、公社担当者、現地公社職員（管理人等）、当該住宅の自治会役員、別途契約の工事や点検保守業者などの関係者と綿密な打合わせのうえ行うこと。
- (3) 受注者は、保守点検等の作業を現地で行う際には、原則事前に作業日程表を公社担当者に提出し、承諾を得ること。また、入居者に対する周知ビラを作成し、公社、管理事務所、自治会等に配布するとともに、作業実施の概ね1週間前には現地への掲示を行うこと。なお、作業の内容や程度などにより、公社担当者が受注者に各住戸への個別周知を指示した場合には、各住戸の玄関ポストへの周知ビラの配布を行うこと。
- (4) 受注者は、故障等による設備の重大な不具合が生じた場合や、その応急対応などにより大がかりな作業を行う場合などには、早急に入居者に対する周知ビラを作成し、現地での掲示や各住戸の玄関ポストへの配布など公社担当者の指示する方法により、入居者に周知すること。なお、周知方法については、各事象、各団地ごとに異なるため、事前に公社担当者と十分に打合せを行うこと。
- (5) 本契約にエレベーター設備の点検保守等維持管理業務は含まない。ただし、受注者は公社が別途契約を行っているこの設備の点検保守業者の作業に協力すること。
- (6) 公社は、委託業務に必要と認めた図書、緊急時に必要な現地扉の鍵等を受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与を受けた図書、鍵等の管理を明確にし、契約期間終了後は速やかに貸与図書、鍵等を返却しなければならない。
- (7) 業務担当者及びその他従事者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。
- (8) 業務担当者及びその他従事者は、名札又は腕章を着用し、業務及び作業に適した服装、履物で業務を実施する。
- (9) 業務の遂行に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守して行うこと。
- (10) 受注者は業務の状況を正確に確認できるように、履行状況を証する資料を支払が完了するまで保管すること。公社担当者等が履行状況を証する資料を求めた場合は、提出すること。
- (11) 公社担当者から、本業務委託内容で得られた情報の電子データ等による提供を求められた時は、可能な限り情報提供に協力すること。（例：量水器検針表等）
- (12) 業務の実施に当たり疑義が生じた時は、そのつど公社担当者と協議すること。
- (13) 本仕様書に明記のない場合、記載等について疑義がある場合等、業務に特別な問題が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。
- (14) 宗教活動、金銭の貸借、選挙活動及びこれらと同等の誤解を招く行為を行わないこと。
- (15) 業務履行に付随して発生した事故等については、発生後すぐに口頭による連絡を行うとともに、事故内容、処置内容、処理内容等と今後の対応についての報告書を早急に公社担当者に提出すること。

【電気設備保全業務委託仕様書】

また、事故処理が完了した場合にも早急に最終報告書を公社担当者に提出すること。

- (16)業務履行中に受注者の責により京都市又は第三者の建物、器材に損害を与えた場合は、受注者がその責任において公社の指示により現状に復すこと、若しくは金銭的補償を行うこと。また、業務履行中に生じた人身事故等についても、受注者の責任において誠意をもって速やかに解決を図ること。

業務履行中の現場における安全衛生に関する管理は、業務責任者が関係法令に従って適切にこれを行うものとし、受注者は万一の事故に対して被害者等に十分な金銭的補償が行えるよう、業務履行に伴う物損事故、人身事故等に係る賠償責任保険に加入するなどの対策を講ずること。

別表1【設備概要】※中層

設備概要	団地名	錦林	錦林
	号棟	K2	K3
	階数	4	3
戸数	戸	42	32 ✓
引込盤・分電盤		有	有
共用盤		有	有
電気室			
外灯	本	5	6
共用灯	灯	86	74
空調機	管:管理入室、集:集会所		管・集
自火報	P1受信機	1	1 ✓
	P3受信機 個	42	34 ✓
	差動・定温式 個	13	8
	光電・イオン式 個	1	1
	住戸内 個	177	140 ✓
	発信器 個	8	6
	表示灯 個	8	6
	音響装置 個	8	6
非常警報	発信器 個		
	表示灯 個		
	音響装置 個		
誘導灯	個		
非常用コンセント	箇所		
消火器	ABC10 本	20	15
	強化液 本		
非常照明	台	17	16
防火戸	連動制御盤 面		
	防火戸用ロック 個		
	光電・イオン式 個		
避雷針	接地端子箱 面		
	突針 本		
給水設備	制御盤 面		
その他監視項目		1太陽電池9.84kw 2インバーター9.5kw 3低圧電灯1φ3w	1太陽電池9.84kw 2インバーター9.5kw 3低圧電灯1φ3w

	監視・制御項目※中層	錦林	錦林
		K2棟	K3棟
警報	受水槽 満水		
	受水槽 減水		
	受水槽 濁水		
	高架水槽 満水		
	高架水槽 減水		
	揚水ポンプ1故障		
	揚水ポンプ2故障		
	加圧ポンプ故障		
	三相停電		
	自火報発報	●	●
	制御電源断		
	加圧ポンプ1電源断		
	加圧ポンプ2電源断		
	非常警報1発報		
	非常警報2発報		
	自動閉鎖装置防火扉作動		
	三相停電・制御電源断		
	No.1ELB断		
	No.2ELB断		
	圧力ポンプ1故障		
	圧力ポンプ2故障		
	圧力ポンプ3故障		
	排水ポンプ一括故障		
	インバータ故障		
	定速故障		
	充水槽 減水		
	排水槽 満水		
	制御回路異常		
	圧力ポンプ1過負荷故障		
	圧力ポンプ2過負荷故障		
	圧力ポンプ1圧力低下		
	圧力ポンプ2圧力低下		
	圧力ポンプ漏電		
	加圧ポンプ盤異常		
	低圧漏電		
	低圧動力漏電		
	ポンプ室電灯漏電		
	エレベータ異常		
	泡消火ポンプ運転		
	消火水槽満水		
	呼水槽減水		
	警報・トラブル代表(警報監視盤)	●	●
	その他	自火報代表発報 共用部、住戸内	自火報代表発報 共用部、住戸内

京都市市営住宅電気設備定期点検共通仕様書

設備名	設備内容	点検内容	点検周期等
電気盤設備	引込盤、共用盤、電気室	異常音の有無、開閉器の開閉状態の点検	月1回
		盤扉、電気室扉の施錠の点検	
		各盤内、電気室の点検(雨水・異物侵入の点検を含む)	
	共用盤	盤類の取付・接続状況の点検	年1回(11月)
		各回路の絶縁抵抗測定	
		接地抵抗測定	
		照明点滅制御機器等点検調整、タイマー時刻合せ	
		外灯、廊下灯及びホール灯の点灯時刻調整(タイマー調整)	6、9、12、3月
	共用電灯(誘導灯含む)	器具の破損、球切れ及び取付け不良等の点検	月1回
	外灯	ボールの腐食・破損・傾きの点検、打音点検	年1回(11月)
		器具の破損、球切れ及び取付け不良等の点検	月1回
太陽光発電システム	太陽電モジュール架台、接続箱、PCS、太陽光発電用開閉器、漏電遮断器、電力計	太陽電池モジュール架台、配線、電力量計 目視点検 接続箱、PCS、太陽光発電用開閉器、測定(絶縁抵抗、ストロング開放電圧含む)、操作(漏電遮断器含む)、目視	年1回(8月)
空調機	空調機(集会所、管理事務所)	冷房、暖房運転切替時の試運転点検 吸排気部、熱交換機周辺及び吸気フィルター等清掃	年2回(5・9月)
防災設備	消防法による設備(消防用設備等点検結果報告書の様式)	自火報、非常警報、防火戸、感知器、発信器、表示灯、音響装置、誘導灯、消火器、非常コンセント等	外観、機能 年1回(5月)
			外観、機能、総合 年1回(11月)
	非常用照明器具	非常用照明の点灯、充電機能及び破損	年1回(11月)
避雷設備	点検及びJIS-A4201に定められた検査	接地抵抗測定 取付状況(突針、支持管、端子箱、避雷針、導体部)	年1回(5月)
給水設備に係わる電気設備	ポンプ、周辺機器	マグネットスイッチ、ブレーカ、液面レレー及び交互レレー等の点検	月1回
		ポンプの運転電流確認	月1回
		ポンプの絶縁抵抗測定(規定値:10MΩ以上)	月1回
		制御盤の接地抵抗測定	月1回
		各接続箇所のネジゆるみ等の点検	月1回
		制御盤内の清掃及び雨水浸入の防止	月1回
			月1回

※ 各団地で該当する設備に適用する。

※ 不良箇所は必要に応じ写真を添付し報告すること。

※ 消火器の内部及び機能に関する点検についての注意事項

・消火器の内部及び機能に関する点検は、対象の消火器を会社等に持ち帰り行うこととし、当該団地で行わない。

・今年度は消火器の内部及び機能に関する点検は、行わない。

※外灯、廊下灯及びホール灯の点灯時刻調整(タイマー調整)は公社の指示により実施する。

委託住宅一覧

団地名	棟	構造	階数	完成 年度	住所
錦林	K2	RC	4	R8	左京区鹿ヶ谷高岸町17他
	K3	RC	3	R8	左京区鹿ヶ谷高岸町17他

様式 1

年 月 日

京都市住宅供給公社 理事長 様

商号又は名称
代表者名

業務責任者・業務担当者 通知書・変更通知

委託業務等名

上記受託業務について、下記の当社の社員を ☐業務責任者 に ☐決定 しました
☐業務担当者 ☐変更
ので、別紙経歴書等を添えて通知します。

記

氏名

住所

経歴及び資格等は別紙のとおりです。

年 月 日

京都市住宅供給公社 理事長 様

商号又は名称
代表者名

業務作業従事者名簿

委託業務等名

上記受託業務について、委託仕様書に基づき下記のとおり、業務作業従事者名簿を提出します。

記

1 名簿

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

2 各経歴は別紙のとおりです。

3 各資格者証の写しを添付します

経歴書

職種等	☐ 業務責任者※ ☐ 業務担当者※ ☐ 業務作業従事者	
保有資格	☐ 電気主任技術者 ☐ 電気工事士 ☐ 消防設備士 ☐ 消防設備点検資格者	
ふりがな		
氏名		
所属事業所 又は所属部署	電話 () -	
☐ 資格 ☐ 経験年数	資格名又は経歴	資格者証番号又は経験年数
備考	・ 保守点検業務に〇〇年従事しています。 ※	

※ 正社員を証明する書類を添付し、従事年数を記入すること。

下記委託契約の契約条件となる部分払いについて、下表のとおり契約金額に対しての支払い限度の率を定めております。

記

委託名称： 京都市錦林市営住宅K2、K3棟電気設備保全業務委託

部分払における契約金額に対しての支払い限度率一覧表

業務内容	数量（単位）	契約金額に対しての支払い限度率
遠隔監視業務及び毎月点検	5 ヶ月	20.0% 以下 （1ヶ月当り）

- ・ 部分払の回数は仕様書の通りとし、精算払 1 回を加えた回数が総支払回数となる。
- ・ 完了した業務内容ごとに上表の率を契約金額に乗じた額以下を部分払として支払うことができる。
- ・ 部分払で端数処理された額については精算払にて支払う。

京都市錦林市営住宅K2、K3棟電気設備保全業務委託設計内訳書

¥

(うち、消費税及び地方消費税相当額 ¥)

京都市住宅供給公社

[illegible]

[illegible]